

# 熊本市公報

## 第 1385 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務厚生課  
発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

#### 条 例

○母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 51 号）…………… 1367

#### 規 則

○熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則（規則第 80 号）…………… 1369

○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
（規則第 81 号）…………… 1370

○熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
（規則第 82 号）…………… 1371

○熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 83 号）…………… 1372

#### 告 示

○特定計量器の定期検査（告示第 615 号）…………… 1373

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による共同生活援助を行う  
事業の指定廃止（告示第 616 号）…………… 1373

○第 4 5 次住居表示整備事業実施に伴う住居表示の方法及び街区符号並びに住居番号の決定  
（告示第 617 号）…………… 1374

○植木町合併特例区規約の一部を変更する規約（告示第 618 号）…………… 1375

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関  
（精神通院医療）の指定（告示第 619 号）…………… 1375

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業  
者の指定（告示第 620 号）…………… 1376

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 621 号）…………… 1376

○放置自転車の売却等（告示第 622 号）…………… 1376

○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止（告示第 623 号）…………… 1377

○市税督促状の公示送達（告示第 624 号）…………… 1377

○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 625 号）…………… 1377

○会計管理者の事務の委任（告示第 626 号）…………… 1378

○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 627 号）…………… 1378

○放置自転車の移動及び返還（告示第 630 号）…………… 1378

○市議会の招集（告示第 631 号）…………… 1379

○市道の区域変更（告示第 634 号）	1380
○市道の供用開始（告示第 635 号）	1380
○市道の区域変更（告示第 636 号）	1380
○市道の供用開始（告示第 637 号）	1381
○納期限変更告知書の公示送達（告示第 639 号）	1381
○平成 26 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 640 号）	1382
○平成 26 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 642 号）	1382
○平成 25 年度及び平成 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 643 号）	1382
○平成 26 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 644 号）	1383
○平成 26 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 645 号）	1383
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 646 号）	1383
○平成 26 年度国民健康保険料納付通知書の公示送達（告示第 647 号）	1384
<b>公 告</b>	
○熊本市田井島南土地区画整理組合の事業計画変更認可申請（第 4 回変更）に係る事業計画の縦覧（公告第 630 号）	1384
○熊本市都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画決定（公告第 633 号）	1385
○開発行為に関する工事の完了（公告第 634 号）	1385
○熊本市田井島南土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（公告第 635 号）	1385
○熊本市都市計画公園事業の認可（公告第 637 号）	1386
○開発行為に関する工事の完了（公告第 640 号）	1386
○開発行為に関する工事の完了（公告第 641 号）	1386
○開発行為に関する工事の完了（公告第 642 号）	1387
○都市計画事業の事業計画変更に伴う関係図書の縦覧（公告第 650 号）	1387
○開発行為に関する工事の完了（公告第 655 号）	1387
○開発行為に関する工事の完了（公告第 656 号）	1388
○開発行為に関する工事の完了（公告第 657 号）	1388
○都市計画事業認可に伴う関係図書の縦覧（公告第 660 号）	1388
○都市計画事業認可に伴う関係図書の縦覧（公告第 661 号）	1389
○大規模小売店舗立地法による新設届出（公告第 663 号）	1389
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧（公告第 664 号）	1390
○開発行為に関する工事の完了（公告第 665 号）	1391
○都市公園の名称変更（公告第 666 号）	1391
<b>中 央 区</b>	
○住民票の職権消除（中央区告示第 23 号）	1391
<b>東 区</b>	
○住民票の職権消除（東区告示第 10 号）	1392
○住民票の職権消除（東区告示第 11 号）	1392
○住民票の職権消除（東区告示第 12 号）	1392

## 上下水道局

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 60 号）	1392
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 61 号）	1393
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 62 号）	1393
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 63 号）	1394
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 64 号）	1394
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 65 号）	1394

## 監 査

○平成 2 6 年度熊本市一般・特別会計定期監査（工事）（監委公告第 12 号）	1395
○平成 2 5 年度熊本市一般会計・特別会計（公営企業会計を除く。）歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書（監委公告第 13 号）	1398
○平成 2 5 年度熊本市公営企業会計決算審査意見書（監委公告第 14 号）	1399
○平成 2 5 年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書（監委公告第 15 号）	1399

## 農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 9 号）	1401
------------------------	------

条 例

条 例 第 5 1 号

平成 2 6 年 9 月 1 2 日

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市福祉事務所設置条例の一部改正)

第 1 条 熊本市福祉事務所設置条例 (昭和 2 6 年条例第 4 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「育成」を「、育成」に改める。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 3 1 年条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

別表中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(熊本市特別会計条例の一部改正)

第 3 条 熊本市特別会計条例 (昭和 3 9 年条例第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号を次のように改める。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(熊本市母子福祉センター条例の一部改正)

第 4 条 熊本市母子福祉センター条例 (昭和 6 0 年条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市母子・父子福祉センター条例

第 1 条中「母子家庭及び」の次に「父子家庭並びに」を加え、「母子及び寡婦福祉

法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第 2 条の表中「熊本市母子福祉センター」を「熊本市母子・父子福祉センター」に改める。

第 3 条第 5 号中「及び」の次に「父子家庭並びに」を加える。

第 4 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 父子家庭の父及び児童

第 1 2 条第 2 項第 4 号中「及び」の次に「父子家庭並びに」を加える。

(熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例の一部改正)

第 5 条 熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例(平成 1 6 年条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 1 項第 1 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第 6 条第 1 項」を「第 6 条第 6 項」に、「いない女子」を「ない者」に改め、「及びこれに準ずる父子世帯」を削る。

別表第 2 備考第 1 項第 1 号中「母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項」に、「いない女子」を「ない者」に改め、「及びこれに準ずる父子世帯」を削る。

(熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 6 条 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年条例第 1 0 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 4 条及び第 1 2 0 条第 2 項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

**規 則**

規 則 第 80 号

平成 26 年 9 月 1 日

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条  
例の施行期日を定める規則

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例  
(平成 26 年条例第 50 号) の施行期日は、平成 26 年 9 月 1 日とする。

規 則 第 8 1 号

平成 2 6 年 9 月 1 日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 4 4 号）の施行期日は、平成 2 6 年 9 月 1 日とする。

規 則 第 82 号

平成 26 年 9 月 1 日

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 43 号）  
附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成 26 年 9 月 1 日とする。



規 則 第 83 号

平成 26 年 9 月 11 日

熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則

第 2 条に次の 2 項を加える。

- 2 条例第 15 条の規定により、物産館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、前項の閉館の時刻を繰り下げを希望する旨を市長に申し出ることができる。
- 3 市長は、前項の申し出があった場合において、当該申し出に応ずることが適当と認めるときは、午後 7 時までに限り閉館の時刻を繰り下げることができる。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 2 条例第 15 条の規定により、物産館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、前項の休館日を開館日とすることを希望する旨を市長に申し出ることができる。
- 3 市長は、前項の申し出があった場合において、当該申し出に応ずることが適当と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

<b>告 示</b>
------------

告示第 6 1 5 号

平成 2 6 年 9 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

## 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域（小学校区）
1 0 月 7 日（火）	中島小学校 体育館玄関前
	中島・小島
1 0 月 8 日（水）	小島小学校 体育館エントランス
	中島・小島
1 0 月 9 日（木）	城山地域コミュニティセンター 玄関前
	城山・高橋・池上

※ 受付時間 午前 1 0 時から正午・午後 1 時から午後 3 時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

## 3 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

## (1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

## (2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

※ 上記のア～エのいずれかに該当する場合は、「所在場所定期検査申請書」を熊本市長へ提出する

## (3) 検査期間

平成 2 6 年 1 0 月 1 日（水）から平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日（金）まで

告示第 6 1 6 号

平成 2 6 年 9 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、共同生活援助を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地  
医療法人社団ピネル会 ピネル記念病院  
熊本市東区佐土原一丁目 8 番 3 3 号
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
医療法人社団ピネル会  
熊本市東区佐土原一丁目 8 番 3 3 号  
理事長 小笠原 嘉祐
- 3 廃止した事業の種類  
共同生活援助
- 4 廃止年月日  
平成 26 年 8 月 31 日

告 示 第 6 1 7 号

平成 26 年 9 月 1 日

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を定めたので、同法第 3 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 住居表示を実施する区域  
西区松尾町上松尾地域
- 2 住居表示を実施する期日  
平成 26 年 10 月 27 日
- 3 住居表示の方法  
街区方式
- 4 街区符号及び住居番号

町名	街区符号	起点	～	終点	町名	街区符号	起点	～	終点
松尾一丁目	1	1	～	38	松尾一丁目	1	1	～	29
	2	1	～	73		2	1	～	93
	3	1	～	57		3	1	～	42
	4	1	～	78		4	1	～	72
	5	1	～	37		5	1	～	41
	6	1	～	30		6	1	～	42
	7	1	～	47		7	1	～	37
	8	1	～	107		8	1	～	19
	9	1	～	113		9	1	～	17
	10	1	～	31		10	1	～	17
	11	1	～	49		11	1	～	22
	12	1	～	35		12	1	～	22
	13	1	～	19		13	1	～	19
	14	1	～	106		14	1	～	31

15	1 ~ 19	15	1 ~ 57
16	1 ~ 35	16	1 ~ 20
17	1 ~ 44	17	1 ~ 15
18	1 ~ 35	18	1 ~ 12
19	1 ~ 25	19	1 ~ 40
20	1 ~ 59	20	1 ~ 12
	~	21	1 ~ 20
	~	22	1 ~ 54
	~	23	1 ~ 52
	~	24	1 ~ 21
	~	25	1 ~ 28
	~	26	1 ~ 59
	~	27	1 ~ 73
	~	28	1 ~ 41
	~	29	1 ~ 17
	~	30	1 ~ 35

告 示 第 6 1 8 号

平成 26 年 9 月 1 日

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第32条第1項の規定により植木町合併特例区規約の一部を変更することに伴い、同条第4項の規定により熊本県知事の認可を受けたので、同条第6項の規定によりその旨及び規約を告示する。

熊本市長 幸山政史

植木町合併特例区規約の一部を変更する規約  
 植木町合併特例区規約の一部を次のように変更する。  
 第1条中「区域（）」の次に「境界変更によって他の市町村へ編入される区域を除く。」を加える。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

告 示 第 6 1 9 号

平成 26 年 9 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	メンタルクリニック 保田窪	熊本市東区保田窪五丁目 10-23	平成26年9月1日 ~ 平成32年8月31日
2	麦わら調剤薬局	熊本市東区小山町181 5-1	平成26年9月1日 ~ 平成32年8月31日
3	JR九州ドラッグイ レブン薬局薬園店	熊本市中央区薬園町4番 5号	平成26年9月1日 ~ 平成32年8月31日

## 告 示 第 6 2 0 号

平成 26 年 9 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
  - (1) 熊本YMCA就労支援事業所ウエルビー  
熊本市中央区新町一丁目 3 番 8 号
  - (2) よつ葉の里  
熊本市南区御幸笛田六丁目 7 番 4 9 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 社会福祉法人 熊本YMCA福祉会  
熊本県阿蘇市狩尾字日下 1798 番地 9 岡 成也
  - (2) NPO法人ABCネットワーク  
熊本市東区尾ノ上二丁目 22 番 15 号 田中 弘文
- 3 指定年月日  
平成 26 年 9 月 1 日
- 4 障害福祉サービスの種類
  - (1) 就労移行支援
  - (2) 就労継続支援 A 型
- 5 主たる対象とする障害の種類
  - (1) 知的障害者、精神障害者
  - (2) 特定なし

## 告 示 第 6 2 1 号

平成 26 年 9 月 1 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地  
スマイルホーム ひまわり（錦ヶ丘）  
熊本市東区錦ヶ丘 12 番 2 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社ひまわり  
熊本市中央区米屋町一丁目 9 番地 1（1307 号） 堂後 安子
- 3 指定年月日  
平成 26 年 9 月 1 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類  
放課後等デイサービス

## 告 示 第 6 2 2 号

平成 26 年 9 月 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づ

き売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（掲載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 26 年 9 月 1 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 136 台

告 示 第 6 2 3 号

平成 26 年 9 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4370107 072	けあら一ず水前寺指定訪問介護事業 所 熊本市中央区水前寺五丁目 18 番 1 3 号	株式会社セラム 愛知県名古屋市中区大曾根一丁目 26 番 23 号 代表取締役 玉置 正樹	平成 26 年 9 月 30 日	訪問介護 介護予防訪 問介護

告 示 第 6 2 4 号

平成 26 年 9 月 2 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 督促状送達の効力の発生日  
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）
  - (1) 市県民税（普通徴収） 108 件
  - (2) 固定資産税 2 件
  - (3) 軽自動車税 25 件
  - (4) 市県民税（特別徴収） 23 件
  - (5) 法人市民税 1 件

告 示 第 6 2 5 号

平成 26 年 9 月 2 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日

8月18日	はり札等	2	長嶺東	8月19日
	立看板等	1	御領	
8月21日	はり札等	33	高平・打越	8月22日
8月23日	はり札等	11	迎町・近見	8月24日
8月26日	はり札等	5	楠・小峯	8月27日
8月28日	はり札等	48	京町・池田・八幡・城南町	8月29日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 6 2 6 号

平成 2 6 年 9 月 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項前段に基づき、会計管理者をして下表第 1 左欄に掲げる設置箇所において同表中欄に掲げる者に同表右欄に掲げる事務を委任したので同項後段の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 委任させる事務 下表第 1 のとおり
- 2 委任期間 平成 2 6 年 9 月 2 日から平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日まで

表第 1

設置箇所	出納員となるべき者	委任させる事務
各区役所総務企画課	課長	広島市豪雨災害に対する義援金の収納

告示第 6 2 7 号

平成 2 6 年 9 月 2 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
1 人
- 2 送達をする書類名  
差押調書（謄本）  
配当計算書

告示第 6 3 0 号

平成 2 6 年 9 月 3 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条

第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 26 年 8 月 8 日 銀座通りエリア、手取エリア、並木坂エリア
- イ 平成 26 年 8 月 11 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア
- ウ 平成 26 年 8 月 12 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、東区西原 1-6、並木坂エリア
- エ 平成 26 年 8 月 14 日 銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、中央区渡鹿 8-1
- オ 平成 26 年 8 月 18 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、本荘駐輪場
- カ 平成 26 年 8 月 19 日 熊本駅前、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、西区上熊本二丁目 18
- キ 平成 26 年 8 月 20 日 手取エリア、上通りエリア、東区若葉六丁目
- ク 平成 26 年 8 月 21 日 東区月出 1-6、北区打越町 12
- ケ 平成 26 年 8 月 22 日 銀座通りエリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、東区御領四丁目 3
- コ 平成 26 年 8 月 25 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア
- サ 平成 26 年 8 月 26 日 東区長嶺東七丁目 11-15 託麻総合出張所
- シ 平成 26 年 8 月 27 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、森都心プラザ、水道町エリア、西区上熊本二丁目 18、南区南高江六丁目 16
- ス 平成 26 年 8 月 28 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、中央区新町二丁目 4-27 西保健センター
- セ 平成 26 年 8 月 29 日 健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、東海学園駅前駐輪場

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 26 年 12 月 3 日まで

2 移動・保管台数

自転車 222 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示第 631 号

平成 26 年 9 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。



熊本市長 幸 山 政 史

- 1 期日 平成26年9月11日
- 2 場所 熊本市役所

告 示 第 6 3 4 号  
平成 2 6 年 9 月 8 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
3-4	新大江2丁目 新大江3丁目 第1号線	中央区渡鹿二丁目950番3地先から 中央区新大江三丁目51番4地先まで	旧	3.2 ～ 7.4	26.0
		中央区渡鹿二丁目950番3地先から 中央区新大江三丁目51番4地先まで	新	3.2 ～ 15.9	29.1

告 示 第 6 3 5 号  
平成 2 6 年 9 月 8 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
3-4	新大江2丁目新大江 3丁目第1号線	中央区渡鹿二丁目950番3地先から 中央区新大江三丁目51番4地先まで	平成26年9月8日

告 示 第 6 3 6 号  
平成 2 6 年 9 月 8 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
10-742	龍田陳内 2 丁目第 1 2 号線	北区龍田陳内二丁目 1 4 0 番地先から 北区龍田陳内二丁目 1 7 番 1 地先まで	旧	6. 0 ～ 8. 0	7 8. 3
		北区龍田陳内二丁目 1 4 0 番地先から 北区龍田陳内二丁目 1 7 番 1 地先まで	新	6. 7 ～ 1 0. 7	7 8. 3
10-752	龍田陳内 2 丁目第 2 2 号線	北区龍田陳内二丁目 1 7 番 4 地先から 北区龍田陳内二丁目 1 5 番 6 地先まで	旧	6. 0 ～ 1 0. 3	1 7 5. 5
		北区龍田陳内二丁目 1 7 番 1 地先から 北区龍田陳内二丁目 1 5 番 6 地先まで	新	8. 9 ～ 1 4. 3	1 7 5. 5

告 示 第 6 3 7 号

平成 2 6 年 9 月 8 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
10-742	龍田陳内 2 丁目第 1 2 号線	北区龍田陳内二丁目 1 4 0 番地先から 北区龍田陳内二丁目 1 7 番 1 地先まで	平成 2 6 年 9 月 8 日
10-752	龍田陳内 2 丁目第 2 2 号線	北区龍田陳内二丁目 1 7 番 1 地先から 北区龍田陳内二丁目 1 5 番 6 地先まで	平成 2 6 年 9 月 8 日

告 示 第 6 3 9 号

平成 2 6 年 9 月 9 日

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく、納期限変更告知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、同法第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
1人
- 2 送達する書類名  
納期限変更告知書

告 示 第 6 4 0 号  
平成 2 6 年 9 月 9 日

平成 2 6 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 2 6 年度	介護保険料	8 月期	平成 2 6 年 9 月 3 0 日	公示送達者 7 1 人 (登載省略)
		9 月期	平成 2 6 年 9 月 3 0 日	
		1 0 月期	平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日	
		1 1 月期	平成 2 6 年 1 2 月 1 日	
		1 2 月期	平成 2 7 年 1 月 5 日	
		1 月期	平成 2 7 年 2 月 2 日	
		2 月期	平成 2 7 年 3 月 2 日	
		3 月期	平成 2 7 年 3 月 3 1 日	

告 示 第 6 4 2 号  
平成 2 6 年 9 月 1 0 日

平成 2 6 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 6	市県民税	3 期	平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日	1 9 人
		4 期	平成 2 7 年 2 月 2 日	

告 示 第 6 4 3 号  
平成 2 6 年 9 月 1 0 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	7 月期	6 7 7 人
	6 月期	2 6 人
平成 25 年度	2 月期	1 人
	1 月期	1 人
	1 2 月期	1 人
	1 0 月期	1 人
	9 月期	1 人
	8 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 9 月 19 日

告 示 第 6 4 4 号

平成 26 年 9 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	7 月期	1 5 9 人
	6 月期	2 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 9 月 19 日

告 示 第 6 4 5 号

平成 26 年 9 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	7 月期	1 4 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 9 月 19 日

告 示 第 6 4 6 号

平成 26 年 9 月 12 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
  - (1) 児童発達支援事業所 パレット  
熊本市西区二本木四丁目 9 番 3 5 号
  - (2) 放課後等デイサービス キャンパス  
熊本市西区二本木四丁目 9 番 3 5 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社ライフウェル  
熊本市南区富合町南田尻 4 7 1 番地 奥村 好誠
- 3 指定年月日  
平成 26 年 9 月 1 5 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
  - (1) 児童発達支援
  - (2) 放課後等デイサービス

告示第 6 4 7 号

平成 26 年 9 月 1 2 日

平成 26 年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、つぎのとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

363 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 9 月 30 日

## 公 告

公告第 6 3 0 号

平成 26 年 9 月 1 日

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、熊本市田井島南土地区画整理組合の事業計画変更に係る事業計画を公衆の縦覧に供する。

なお、当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

- 1 事業の名称  
熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業
- 2 縦覧場所  
熊本市役所本庁舎 9 階  
熊本市都市建設局都心活性化推進課
- 3 縦覧期間  
平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 4 日まで

## 4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

公 告 第 6 3 3 号

平成 2 6 年 9 月 3 日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 施行者の名称

熊本市

## 2 事業施行期間

平成13年12月10日から平成33年3月31日まで

## 3 施行地区

熊本市西区春日三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、田崎一丁目の各一部および春日町野辺田

## 4 土地区画整理事業の名称

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業

## 5 事務所の所在地

熊本市中央区手取本町1番1号

## 6 事業計画決定の年月日

平成13年12月10日

## 7 事業計画決定の変更年月日

平成26年9月2日

公 告 第 6 3 4 号

平成 2 6 年 9 月 3 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区域山下代三丁目20番1

500.46平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区島崎五丁目

氏名 登載省略

公 告 第 6 3 5 号

平成 2 6 年 9 月 3 日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、熊本市田井島南土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定に基づき公告する。

熊本市長 幸山政史

理事の氏名	住 所
有田 次男	熊本市南区田井島三丁目11番64号
有田 勇一	熊本市南区田井島三丁目7番16号
福島 正昭	熊本市南区田辺町大字田井島756番地

宮本 雄治	熊本市南区良町三丁目 1 3 番 1 号
村田 政時	熊本市南区田井島三丁目 6 番 1 6 号
村上 幸吉	熊本市南区良町一丁目 6 番 3 0 号
吉住 直一	熊本市南区田井島三丁目 1 1 番 1 1 号

公 告 第 6 3 7 号

平成 2 6 年 9 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 1 項の規定により、熊本県知事 蒲島 郁夫から熊本都市計画公園事業について認可の告示があったので、同法第 6 6 条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法 6 2 条第 1 項の規定により、熊本都市計画公園事業の認可に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
熊本都市計画公園事業 4・4・13号 植木中央公園
- 2 施行者の名称  
熊本市
- 3 事務所の所在地及び関係図書の縦覧場所  
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市都市建設局都市政策課
- 4 事業の所在  
(収用の部分) 熊本県熊本市北区植木町岩野地内  
(使用の部分) なし
- 5 事業施行期間  
自：平成 2 6 年 8 月 2 2 日  
至：平成 3 1 年 3 月 3 1 日
- 6 縦覧期間  
自：平成 2 6 年 9 月 5 日  
至：平成 3 1 年 3 月 3 1 日

公 告 第 6 4 0 号

平成 2 6 年 9 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区春日七丁目 3 8 3 番 4、3 8 8 番、3 9 1 番、3 8 9 番の一部、3 9 0 番の一部、市道の一部、水路の一部  
2, 5 8 3. 0 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市西区春日六丁目  
氏名 登載省略

公 告 第 6 4 1 号

平成 2 6 年 9 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区城南町今吉野字道上 6 3 9 番 2、6 4 2 番 2  
2 7 6. 3 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区城南町今吉野  
氏名 登載省略

---

公 告 第 6 4 2 号

平成 2 6 年 9 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区上代十丁目 2 7 9 3 番、2 7 9 4 番、2 7 9 5 番、2 7 9 8 番、2 7 9 9 番、2 8 0 0 番、2 8 0 1 番  
1, 7 8 2. 3 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号  
株式会社 九建ホーム  
代表取締役 福嶋 正夫

---

公 告 第 6 5 0 号

平成 2 6 年 9 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定により、九州地方整備局長から熊本都市計画都市高速鉄道事業の事業計画変更に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
熊本都市計画都市高速鉄道事業九州旅客鉄道鹿児島本線及び九州旅客鉄道豊肥本線
- 3 事業施行期間  
自 平成 1 4 年 3 月 1 1 日 至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日
- 4 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし
- 5 縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課
- 6 縦覧期間  
平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

---

公 告 第 6 5 5 号

平成 2 6 年 9 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。



熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区中江町 3 7 番  
279.78 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区戸島西一丁目  
氏名 登載省略

公 告 第 6 5 6 号

平成 26 年 9 月 9 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区城南町塚原字丸山 1260 番 8、1310 番  
1,659.06 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区城南町東阿高 1487 番地 3  
有限会社 かぐや姫  
代表取締役 濱田 佐代子

公 告 第 6 5 7 号

平成 26 年 9 月 10 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区植木町一木字正林 575 番 2、588 番  
3,332.58 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区植木町鞍掛  
氏名 登載省略

公 告 第 6 6 0 号

平成 26 年 9 月 10 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、熊本県知事 蒲島 郁夫から熊本都市計画道路事業について認可の告示があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第 62 条第 1 項の規定により、熊本都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、これを一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
熊本都市計画道路事業 7・7・17 号 鹿児島本線側道 14 号線
- 2 施工者の名称  
熊本市
- 3 事務所の所在地及び関係図書の縦覧場所

- (1) 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市都市建設局都市政策課
  - (2) 熊本市中央区本山二丁目9番51号  
熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業地の所在  
(収用の部分) 熊本市西区花園一丁目及び上熊本二丁目地内  
(使用の部分) なし
- 5 事業施行期間及び縦覧期間  
平成26年8月26日から  
平成29年3月31日まで

---

公 告 第 6 6 1 号

平成26年9月10日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、熊本県知事 蒲島 郁夫から熊本都市計画道路事業について認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定により、熊本都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、これを一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
熊本都市計画道路事業7・7・18号 鹿児島本線側道15号線
- 2 施工者の名称  
熊本市
- 3 事務所の所在地及び関係図書の縦覧場所
  - (1) 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市都市建設局都市政策課
  - (2) 熊本市中央区本山二丁目9番51号  
熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業地の所在  
(収用の部分) 熊本市西区花園一丁目、上熊本二丁目及び上熊本三丁目地内  
(使用の部分) なし
- 5 事業施行期間及び縦覧期間  
平成26年8月26日から  
平成29年3月31日まで

---

公 告 第 6 6 3 号

平成26年9月12日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成27年1月12日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス馬渡店  
熊本市南区馬渡一丁目75番地 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 27 年 5 月 9 日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 194 平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側	7 台	
建物敷地南側駐車場	39 台	合計 46 台

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 18 台

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 50 平方メートル

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側 11.71 立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 10 時から午後 10 時まで

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2 箇所	建物敷地南側	
2 箇所	建物敷地南側駐車場北側及び南側	合計 4 箇所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午後 10 時 30 分から午前 9 時 30 分まで

## 8 届出年月日

平成 26 年 9 月 8 日

## 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市南区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

## (2) 縦覧期間

平成 26 年 9 月 12 日から平成 27 年 1 月 12 日まで

公告 第 664 号

平成 26 年 9 月 12 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画第 6 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 6 6 5 号

平成 26 年 9 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町田尻字天神木 4 6 8 番、4 7 1 番 2

205.95 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区白藤三丁目

氏名 登載省略

公 告 第 6 6 6 号

平成 26 年 9 月 12 日

熊本市都市公園条例（昭和 53 年条例第 32 号）第 22 条の規定に基づき、次のように都市公園の名称変更をするので公告する。

都市公園に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 名称及び位置

(名称変更前)

公園番号	名 称	位 置	区域	備考
2・653	佐土原三丁目東公園	熊本市東区佐土原三丁目 4 5 4 番 4	別図のとおり	開発行為

(名称変更後)

公園番号	名 称	位 置	区域	備考
2・674	佐土原三丁目桜木東公園	熊本市東区佐土原三丁目 4 5 4 番 4	別図のとおり	開発行為

(別図略)

## 2 変更の期日

平成 26 年 9 月 12 日

## 中 央 区

中央区告示第 23 号

平成 26 年 9 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 8 月 29 日に職権に

より消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

## 東 区

東 区 告 示 第 1 0 号

平成 2 6 年 9 月 1 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年8月26日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

東 区 告 示 第 1 1 号

平成 2 6 年 9 月 4 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年8月28日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

東 区 告 示 第 1 2 号

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年9月2日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第60号

平成 2 6 年 9 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成26年9月1日から2週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成26年9月1日

2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 東部処理区

東区小山四丁目、東区小山七丁目、東区神園二丁目及び東区戸島西四丁目の各一部

(2) 西部処理区

西区上代七丁目の一部

- (3) 熊本北部流域下水道関連処理区  
中央区黒髪六丁目、西区池田二丁目及び北区龍田陳内二丁目の各一部
- (4) 植木処理区  
北区植木町植木の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - (1) 東部処理区  
東区秋津町秋田 5 3 6 番  
東部浄化センター
  - (2) 西部処理区  
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号  
西部浄化センター
  - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号  
熊本北部浄化センター
  - (4) 植木処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号  
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 6 1 号  
平成 2 6 年 9 月 1 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 6 7 号	熊本市西区松尾町上松尾 2 5 0 番地 1 株式会社マルエ工業 代表取締役 江上 幸一	平成 2 6 年 8 月 2 2 日

上下水道局告示第 6 2 号  
平成 2 6 年 9 月 2 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由

第 4 2 6 号	熊本市東区吉原町 6 7 番地 1 トータルエンジニアリングK 代表者 井上 一也	平成 2 6 年 8 月 2 6 日
		営業所の移転

上下水道局告示第 6 3 号

平成 2 6 年 9 月 5 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 5 2 5 号	菊池郡菊陽町大字津久礼 2 3 8 6 番地 3 株式会社大功設備工業 代表取締役 白浜 文博	平成 2 6 年 8 月 2 9 日
		営業所の移転

上下水道局告示第 6 4 号

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 2 2 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 5 1 0 号	熊本市東区神水本町 2 5 番 4 1 号 株式会社巧設 代表取締役 辻 巧	平成 2 6 年 9 月 1 日

上下水道局告示第 6 5 号

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
------	-------------	-------

第 7 2 1 号	熊本市東区小山二丁目 6 番 5 0 号 総合設備優巧株式会社 代表取締役 濱邊 優	平成 2 6 年 9 月 1 日
-----------	--	------------------

## 監 査

監委公告第 1 2 号

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき監査（工事）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を公表する。

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭

熊本市監査委員 石 原 純 生

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

### 1 監査の対象

#### (1) 監査対象局

総務局	危機管理防災総室
企画振興局	情報政策課
財政局	管財課
健康福祉子ども局	健康福祉政策課
環境局	環境共生課、水保全課、環境施設整備室、東部環境工場、西部環境工場
農水商工局	農業政策課、水産振興センター、競輪事務所
観光文化交流局	熊本城総合事務所、動植物園、文化振興課
中央区役所	総務企画課
東区役所	農業振興課
西区役所	農業振興課
南区役所	農業振興課、農業振興課飽田天明分室
北区役所	農業振興課、農業振興課北部分室
教育委員会事務局	施設課、健康教育課

#### (2) 監査対象工事及び委託

今回監査の対象としたものは、上記局において、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託 3 2 6 件である。

このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったものなどを重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる 6 9 件の工事及び委託について監査を実施した。

### 2 監査の期間

平成 2 6 年 6 月 3 日（火）から平成 2 6 年 7 月 8 日（火）まで

### 3 監査の方法

監査にあたっては、特に工事及び委託の計画、設計、積算、契約、施工などが適正に行われているかについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

### 4 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

#### ○ 総務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。



## 〔指摘事項 1〕 指定仮設の施工について：危機管理防災総室

- ・委託業務名 熊本市総合防災訓練施設設置業務委託
- ・履行期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 10 日まで

本委託業務は、平成 25 年度熊本市総合防災訓練の実施に際し、仮設用足場を組み上げた仮設塔の設置をはじめ、訓練に使用する施設等の準備を行うものである。

仮設塔の組み立てに用いる足場については、墜落事故防止の必要から「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（平成 21 年 4 月 24 日付け 基発第 0424001 号厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて）に基づき、手すり先行枠組み足場を使用するよう仕様書において指定されていた。しかしながら仮設塔の設置状況を撮影した記録写真からは、枠組み足場の使用は確認できたものの、手すり先行枠組み足場の使用は確認できなかった。

結果的に墜落事故は発生しなかったものの、仕様書で指定した仮設用足場を使用しない場合には重大事故発生の可能性があったことは否定できない。

指定仮設の施工については、設計図書で指定されたとおり確実に履行するよう指導を徹底されるとともに、業務計画やその実施状況の確認など十分な監理に努められたい。

## ○ 企画振興局

適正に執行されているものと認められた。

## ○ 財政局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

## 〔指摘事項 2〕 設計金額の算定について：管財課

- ・委託業務名 熊本市庁舎昇降機設備保守点検業務委託
- ・履行期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

本委託業務は、本庁舎に設置されたエレベーターなどの昇降機設備を年間を通じて保守点検を行うもので、常に利用者の安全を確保するため毎年実施している。

平成 26 年度の入札において、過去の入札状況から同様に落札が見込めるとの予測に基づき、前年度までに引き続いて、積算基準によって求めた昇降機ごとの保守点検の労務費を一定割合減額して設計していた。

入札に係る案件の設計金額は、委託業務の内容と積算基準などに基づき、実勢価格を適切に反映した標準的なものとして算定されるべきであり、使用する積算基準の内容に沿って適正な設計金額の算定を行うとともに、必要な予算についても確保するよう努められたい。

## ○ 健康福祉子ども局

適正に執行されているものと認められた。

## ○ 環境局

適正に執行されているものと認められた。

## ○ 農水商工局

適正に執行されているものと認められた。

## ○ 観光文化交流局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

## 〔指摘事項 3〕 建設工事保険等の加入及び安全帯の使用について：動植物園

- ・工事名 動植物園メリーゴーランド建替工事
- ・工事期間 平成 25 年 12 月 6 日から平成 26 年 3 月 14 日まで

本工事は、経年劣化した既設メリーゴーランドを撤去し、建て替えを行うものである。

## ① 建設工事保険等の加入について

設計図書において、建設工事保険等へ加入するように明記されていたが、履行されていなかった。

熊本市公共工事請負契約約款第 48 条第 1 項において、「受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない」と規定しており、発注者が必要に応じて工事目的物等を火災保険等に付すべきことを設計図書に規定した場合には、受注者はこれに従う義務を負うこととなる。

本工事の部材には可燃性のもも多く、火災被害の危険性も高いことから、設計図書に建設工事保険等への加入が盛り込まれたものであり、工事監督員は設計図書の内容を十分に把握し、受注者が確実に履行するよう指導を行われない。

## ② 安全帯の使用について

工場で製作した部材を現場で組み立てる施工状況写真に、2メートルを超える高所で安全帯を使用していない作業員が撮影されていた。

労働安全衛生規則では、高さ 2m 以上の作業床の端で囲い等を設けることが著しく困難な場合は、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講じなければならないと規定されている。

本工事においては、結果的に墜落事故は発生しなかったものの、安全帯を使用していなかったことによる墜落事故発生の可能性があったことは明白である。

施工に当たっては、法令を遵守し施工されるよう指導を徹底されるとともに、施工計画やその実施状況の確認など、十分な監理に努められたい。

- 中央区役所  
適正に執行されているものと認められた。
- 東区役所  
適正に執行されているものと認められた。
- 西区役所  
適正に執行されているものと認められた。
- 南区役所  
適正に執行されているものと認められた。
- 北区役所  
適正に執行されているものと認められた。
- 教育委員会事務局  
適正に執行されているものと認められた。

## 5 意 見

- 工事写真の作成について：各局・区共通

工事写真は、発注者による債務履行の確認手段として、また事業記録としても重要な役割があることから、国土交通省などにおいて写真の撮影や写真帳の編集に係る各種の基準などが定められており、熊本市が発注する際には、多くの場合これらに準拠することとしている。

特に、後に直接確認ができない隠蔽部分や仮設などの写真がない場合には、施工の状況やその結果の確認に支障を来すこととなる。

しかしながら、依然として写真の撮影や編集が適切でないなど記録写真としての完成度が低い事例、更にはそもそも必要な写真が撮影されておらず存在しない事例など、未だに工事写真に係る不備が全庁的に散見されており、これまでの度重なる指導にも拘わらず、目立った改善傾向が認められないまま現在に至っている。

今回の監査においては、写真から設計図書で定めた重要な安全対策が実際には行われていなかったことが判明した事例も発生しており、工事写真の重要性を再認識したところである。

このことから、適正な契約事務の執行を確保するため、受注者に対し、計画的な撮影と編集に基づいた機能的な工事写真の作成を行うよう、改めて指導を徹底されたい。

## 監委公告第 13 号

平成 26 年 9 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 25 年度熊本市一般会計・特別会計（公営企業会計を除く。）歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定められた書類、並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された平成 25 年度基金運用状況報告書について審査したので、その結果について次のとおり公表する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	石 原 純 生
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

## 平成 25 年度 熊本市各会計決算審査意見

## 第 1 審査対象

- 1 平成 25 年度熊本市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成 25 年度国民健康保険会計歳入歳出決算
- 3 平成 25 年度介護保険会計歳入歳出決算
- 4 平成 25 年度母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算
- 5 平成 25 年度後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 6 平成 25 年度桃尾墓園整備事業会計歳入歳出決算
- 7 平成 25 年度食肉センター会計歳入歳出決算
- 8 平成 25 年度農業集落排水事業会計歳入歳出決算
- 9 平成 25 年度産業振興資金会計歳入歳出決算
- 10 平成 25 年度食品工業団地用地会計歳入歳出決算
- 11 平成 25 年度競輪事業会計歳入歳出決算
- 12 平成 25 年度地下駐車場事業会計歳入歳出決算
- 13 平成 25 年度熊本駅西土地区画整理事業会計歳入歳出決算
- 14 平成 25 年度植木中央土地区画整理事業会計歳入歳出決算
- 15 平成 25 年度奨学金貸付事業会計歳入歳出決算
- 16 平成 25 年度公債管理会計歳入歳出決算

## 第 2 審査期間

平成 26 年 7 月 7 日から平成 26 年 7 月 25 日まで

## 第 3 審査方法

審査は、歳入歳出決算書その他政令で定められた歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の様式の合規性及び計数の正確性、歳入歳出予算の執行状況及び財政運営状況等に主眼をおき、次の方法により実施した。

- 1 各会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書は、歳入歳出原簿、歳入歳出整理簿その他関係帳簿及び証拠書類と照合し、内容の検討を行い計数の正確性、予算執行の適否について審査した。
- 2 実質収支に関する調書は、各会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、繰越明許費繰越計算書等と照合し、内容の検討を行い計数の正確性、財政の運営状況等を審査した。
- 3 財産に関する調書は、関係帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性を審査した。

## 第 4 審査結果

各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法施行規則第 16 条及び第 16 条の 2 に定められた様式を備えており、計数は関係帳簿と符合し正確であると認められた。

各会計の予算執行では、歳入予算において一部に収入未済や不納欠損となっているもの、繰上充用されているもの、また、歳出予算においては不用額となっているもの、翌年度へ繰越明許費として処理されているものもあったが、適正に執行されていると認められた。

## 第 5 審査概要（登載省略）

平成 25 年度熊本市基金運用状況審査意見

## 第 1 審査対象

土地開発基金、美術品等取得基金

## 第 2 審査期間

土地開発基金 平成 26 年 7 月 17 日

美術品等取得基金 平成 26 年 7 月 17 日

## 第 3 審査方法

審査は、運用状況報告書の計数等の正確性及び基金の設置目的に沿った運用がなされているかなどに主眼をおき、関係帳簿及び証拠書類を照合検査し、関係職員からの説明を求めるなどの方法で実施した。

## 第 4 審査結果

審査に付された土地開発基金運用状況報告書及び美術品等取得基金運用状況報告書の計数は関係帳簿と符合し正確であった。また、いずれも設置目的に沿った運用がなされているもと認められた。（以下、登載省略）

監委公告第 14 号

平成 26 年 9 月 11 日

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 25 年度病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、工業用水道事業会計、交通事業会計決算書及び関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を公表する。

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭

熊本市監査委員 石 原 純 生

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

平成 25 年度熊本市公営企業会計決算審査意見

## 第 1 審査対象

平成 25 年度 病院事業会計決算

平成 25 年度 水道事業会計決算

平成 25 年度 下水道事業会計決算

平成 25 年度 工業用水道事業会計決算

平成 25 年度 交通事業会計決算

## 第 2 審査期間

平成 26 年 6 月 3 日から平成 26 年 6 月 23 日まで

## 第 3 審査方法

審査にあたっては、決算書類が各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、関係帳簿及び証拠書類を照合検査し、関係職員からの説明を求めるなどの方法で行った。

## 第 4 審査結果

審査に付された決算書類は、いずれも法令の定めに基づいて作成されており、その計数は、平成 25 年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

## 第 5 審査概要（登載省略）

監委公告第 15 号

平成 26 年 9 月 11 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 2 条

第 1 項の規定により、審査に付された平成 25 年度熊本市決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり公表する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	石 原 純 生
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

## 健全化判断比率等審査意見

### 第 1 審査の概要

この健全化判断比率等審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第 2 審査の対象

審査の対象とした比率は、平成 25 年度熊本市決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計決算における資金不足比率であり、各比率で適用する本市における会計区分は次のとおりである。（以下、登載省略）

### 第 3 審査の結果

#### 1 健全化判断比率について

##### (1) 健全化判断比率の状況

（健全化判断比率及び早期健全化基準は登載省略）

##### ア 実質赤字比率について

平成 25 年度決算における一般会計等の実質収支額は 3,426,363 千円の黒字であり、実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準 11.25% を下回っている。

##### イ 連結実質赤字比率について

平成 25 年度決算における一般会計等に公営事業会計（公営企業会計を含む。）を加えた連結実質収支額は 24,048,456 千円の黒字であり、連結実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準 16.25% を下回っている。

##### ウ 実質公債費比率について

平成 25 年度決算における実質公債費比率は前年度より 0.5 ポイント低下しており 10.6% となっている。したがって、早期健全化基準 25.0% を下回っている。

##### エ 将来負担比率について

平成 25 年度決算における将来負担比率は 122.5% であり、前年度より 1.8 ポイント上昇しているが、早期健全化基準 400.0% を下回っている。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

##### (2) 健全化判断比率の算定項目の前年度比較表（登載省略）

#### 2 資金不足比率について

##### (1) 資金不足比率の状況

（資金不足比率は登載省略）

平成 25 年度公営企業会計決算では、交通事業会計以外の会計では資金不足額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、経営健全化基準 20.0% を下回っている。

交通事業会計決算では資金不足額が発生し、資金不足比率は 100.4% となり、前年度より 54.0 ポイント改善しているが、経営健全化基準 20.0% を大幅に上回っている。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適

正に作成されているものと認められた。

(2) 意見

交通事業では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき「経営健全化計画（平成 21～27 年度）」を策定している。計画の達成状況や効果等を踏まえた見直しが行われ、計画の最終年度である平成 27 年度末においては、資金不足額が解消されることとなっている。

また、平成 25 年度までの計画の進捗状況をみると、バス路線移譲の前倒しや取り組み実績の効果額が計画上の効果額を上回り、特に職員給与費が縮減されたことなどにより、予定を上回る状況で推移している。また、上熊本営業所の売却等により一時借入金が増加した結果、事業全体での資金不足比率は 100.4%（計画 111.9%）まで改善されている。

同計画に沿って、引続き営業収支の改善や資金不足の解消に取り組まれるよう求めるものである。

(3) 資金不足比率の算定項目の前年度比較表（登載省略）

## 農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 9 号

平 成 2 6 年 9 月 2 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 26 年 9 月 8 日（月）午後 3 時
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
  - 第 2 号議案 競売買受適格証明願（耕作目的：会許可）
  - 第 3 号議案 事業計画変更届
  - 第 4 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
  - 第 5 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
  - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（6 号）
  - 第 7 号議案 納税猶予適格者証明願
  - 第 8 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項  
職員の任免について
- 5 その他